

ケーススタディ地区の取組概要

<u>地区名</u>	<u>鹿沼市</u>
<u>局署名</u>	関東局／日光署
<u>地域課題</u>	効率的な作業システムの普及・定着

28年度実績

- 取組内容
- ・現地調査やヒアリング等により、高性能林業機械の導入状況や作業システムの現状を把握
 - ・林業の低コスト化に向け、列状間伐、路網作設技術の現地検討会を開催
 - ・市町村森林整備計画(28年度策定)の作成支援(コンテナ苗の活用促進、一貫作業システムの導入、現地検討会の開催等を計画に記載)

現地検討会	1回
勉強会	2回(現地調査)
会議	-
打合せ	5回

今後の予定

- ・伐採から植付けまでの作業を連続して行う一貫作業システム(コンテナ苗を活用)の現地検討会を開催
- ・高性能林業機械作業システムや作業道の作設技術等に関する現地検討会を開催
- ・先進的な作業システム等を学ぶ機会として、市内事業体に高性能林業機械作業地視察研修や新たな情報等を提供
- ・民有林・国有林が一体的に路網整備や間伐等を行う森林共同施業団地を設定



ケーススタディの取組に関する県担当者との打合せ(H28.5)



民有林事業地の現地調査(H28.9)

＜ケーススタディ地区の取組概要＞ 効率的な作業システムの普及・定着

＜地区名＞

栃木県鹿沼市

＜局・署名＞

関東森林管理局 日光森林管理署

＜取組の背景及び目的＞

鹿沼市の民有林人工林のうち約7割が利用期に達しているものの、高性能林業機械の導入が進んでいない状況。豊富な森林資源を活用して地域林業の活性化を図るためには、生産性の向上が必要であることから、高性能業機械の導入と効率的な作業システムの普及・定着に取り組むこととしました。



＜連携体制＞

栃木県県西環境事務所

鹿沼市森林組合

栗野森林組合

鹿沼市



＜取組の概要＞

- ・現地調査やヒアリング等により、市内林業事業者の高性能林業機械の導入状況や地域における標準的な作業システムを把握
- ・林業の低コスト化に向け、列状間伐、路網作設技術の現地検討会を開催
- ・市町村森林整備計画を作成支援

取組実績と今後の予定

県の森林総合監理士等と連携し、効率的な作業システムの普及定着に向けて、現地検討会の開催、情報提供や助言などを行っています。

◆林業の低コスト化に向けた現地検討会の開催

【目的】 林業の低コスト化技術の普及・定着を図る

【参加者】 林業事業者、県、市など21名

【内容】

路網作設技術・壊れにくい路網とするための作業道の配置や排水処理等の検討
列状間伐・10年前に列状間伐した箇所の現況等について説明し、意見交換を実施

【参加者からの意見】

- ・「列状間伐について、内容等理解できた」
- ・「このような検討会を今後も開催してほしい」など



◆高性能林業機械の導入状況等の把握

林業事業者及び森林組合の作業箇所の現地調査やヒアリング等を実施し、高性能林業機械の導入状況や作業システムの現状を把握しました。



<今後の取り組み>

- ・伐採から植付けまでの作業を連続して行う一貫作業システム(コンテナ苗を活用)の現地検討会を開催
- ・高性能林業機械作業システムや作業道の作設技術等に関する現地検討会を開催
- ・先進的な作業システム等を学ぶ機会として、市内事業者に高性能林業機械作業地視察研修や新たな情報等を提供
- ・民有林・国有林が一体的に路網整備や間伐等を行う森林共同施業団地を設定

◆市町村森林整備計画の作成支援

・高性能林業機械の導入目標の設定

市内林業事業者の現地調査やヒアリングにより、高性能林業機械の導入状況を把握した上で、市町村森林整備計画において、高性能林業機械の導入目標を設定

現行計画書				新計画書			
【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】				【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】			
作業の種類		現状	将来(目標)	作業の種類		現状	将来(目標)
伐倒	伐採等	・チェーンソー	・チェーンソー	伐倒	伐採等	・チェーンソー	・チェーンソー ・ハーベスタ
造材	玉切	・チェーンソー	・チェーンソー ・プロセッサ	造材	玉切	・チェーンソー ・プロセッサ	・チェーンソー ・プロセッサ ・ハーベスタ
...



Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 第8 その他必要な事項 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入に関する事項

・林業の低コスト化技術の普及・定着の推進

市町村森林整備計画において、コンテナ苗の活用促進、伐採から造林までの一貫作業システムの導入に努めることとともに、低コスト化技術の普及・定着を図るため、現地検討会を開催

計画書の記載内容(抜粋)

育苗期間を短縮でき、植栽コストの低いコンテナ苗の活用促進や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

Ⅱ 森林の整備の方法に関する事項
第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項
(2)人工造林の標準的な方法

森林・林業技術の普及啓発、向上を図るため、国、県、市、森林組合等の事業者が情報・意見交換・現地検討会等の開催を推進する。

V その他森林整備のために必要な事項
5 その他必要な事項